

令和7年度「札幌市未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」 募 集 要 項

1 事業の目的

未就学児をもつ保育士に、保育所等の利用に係る保育料の一部を貸し付けて復職を支援することにより、保育所等における保育士の業務負担軽減や離職防止等、保育士人材の確保を目的とします。

2 事業の概要

(1)対象者	未就学児をもつ保育士で、市内の保育所等に就労している方。
(2)申込要件	次の条件を全て満たすことが必要となります。 ① <u>令和7年4月1日以降に</u> 、市内の保育所等に新たに勤務している、もしくは産後休暇又は育児休業から復帰したこと ② 子どもの保育所等の利用が決定していること （ただし、市町村が発行する、「保育所等利用調整結果通知」及び「利用者負担(上限)額決定(変更)通知書」に準ずるものを提出できること） ※保育料の利用負担額等が市町村から発行されない認可外保育所（企業主導型含む）、認定こども園（1号）、幼稚園、事業所内保育（従業員枠）、病後児デイサービス、一時預かり等については、貸付対象期間に負担した保育料が確定後（2週間以内に）の申込みとし、その場合は一括での貸付金交付となります。（ただし、保育料の領収書及び市町村が発行する、「施設等利用費支給決定通知」が提出できること） ③ 保育士として週20時間以上勤務すること ④ 他都道府県等が実施する未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けていないこと ⑤ 2年以上継続して、市内の保育所等で保育の業務等に従事する意思を有すること
(3)貸付額	未就学児の保育料の半額として、月額27,000円を上限 ※保育料に変更があった場合は、変更月の月末までに届出が必要です。
(4)利子	無利子（ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます）
(5)連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては、下記の要件に該当する連帯保証人1名が必要となります。 ① 別世帯で自ら独立した生計を営む成年者（所得税が課税されていること） ② ②他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと
(6)貸付期間	未就学児をもつ保育士が、保育所等に勤務した月から起算して1年以内
(7)貸付金の交付方法	年4回に分けて分割交付（4月、7月、9月、1月）

(8) 貸付金の返還債務免除	市内の保育所等において、2年間継続して、保育の業務等に従事した場合。 ※上記の条件を満たさない場合でも、1年間以上引き続いて保育の業務等に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。ただし、自己都合による離職等は、原則、免除対象となりません。
(9) 貸付金の返還	(8)の貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大2年以内 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上返還が可能）
(10) 提出書類	① 申請書 ② 同意書 ③ 住民票（マイナンバー記載のないもので、 <u>省略のないもの</u> ）【申込者・連帯保証人】 ※しおりP4（5）詳細 ④ 所得を証明する書類（所得証明書（税額が記載されているもの）、源泉徴収票など） ⑤ 保育士証の写し ⑥ 市が発行する保育所等利用調整結果通知（これに準ずるもの） ※復帰後、現在に至るまでの保育料の決定及び変更がわかる通知書 ⑦ 市が発行する利用者負担（上限）額決定（変更）通知書（これに準ずるもの） ※復帰後、現在に至るまでの保育料の決定及び変更がわかる通知書 ⑧ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間がわかるもの） ⑨ 産後休暇又は育児休業後の勤務となる者は、それがわかる書類 ⑩ 他、本会会長が必要と認める書類。 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。 ※⑥⑦については、第2子以降の分も添付すること。
(11) 締切日	申込される場合は、期日までに下記事務局へ必要書類を提出してください。 令和8年3月31日（火）必着 ※令和7年4月1日以降、市内の保育所等に新たに勤務している、もしくは産後休暇又は育児休業から復帰した方については、今年度末まで申込みを受け付けますが、勤務・復職から概ね1か月以内にお申込みください。
(12) 審査及び貸付額等の決定	事務局にて、申請書を審査の後、貸付の可否決定がされます。 ① 審査結果は、郵送で通知します。 ② 可否決定は、申請書受理後、概ね1か月後を予定しております。

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109